

## 伊東市の元市長である田久保氏の偽造した卒業証書に押印された印章の件について

本件につき偽造印鑑等の報道が行われているが、印章業の小売店で組織しております協会としてコメントさせていただきます

**まず、大前提として【偽造】とは**

**→「既存の物を利用して、偽物を作ること。」と定義させていただきます。**

実際の卒業証書に押印されている印影をもとに、田久保氏側が業者に依頼をし、業者がそのコピー品として同形状で作製されていた事実があるのであれば、報道の通り「偽造印鑑」という表現に対して異論はございません（以下、関係法令）

また、報道内において「偽造印鑑」と表記しておきながら、その詳細については肩書などが違っていたなどの説明が行われておりますが、「偽造印鑑」=実際の印影や印章から同型印を作製されたものが「偽造印鑑」ではないかと考えます。

下記刑法にもあります通り、このような偽造は犯罪行為です、また印章業者として偽造を行うことは、私たち協会内の「印章憲章」への背信行為でもあります。

### 「私印不正使用罪（刑法 167 条 2 項）」

#### 第19章印章偽造の罪

第167条 行使の目的で、他人の印章 又は 署名を偽造した者は、3年以下の懲役に処する。

2項 他人の印章 若しくは 署名を不正に使用し、又は 偽造した印章 若しくは 署名を使用した者も、前項と同様とする。

今回のケースで、田久保前市長がハンコをネット業者に依頼して作製されたハンコを使用し卒業証書に使用したとあるが、その注文方法が実際卒業証書に使用されている印影を提示してなく、彫刻内容の文字だけ情報による申込みによる業者の彫刻作業となると、業者が不正使用をされることを知った上で作業をしていたら業者も罪にあたるが、そうではない場合は出来上がったハンコを使用して卒業証書を偽装した田久保前市長のみが有印私文書偽造の罪等に該当することとなります。

私たち公益社団法人全日本印章業協会 会員は「印章憲章」に記されている「印章は信証の具で唯一無二の物である」という基本理念のもと日頃からはんこと向き合っております。このようにハンコを悪意を持って使用されることは遺憾に思います。

今回のこの件を深く考え、信頼を裏切ることが無いようこの事柄を教訓として今一度襟を正して印章業者として活動を行ってまいります。

是非とも、ハンコをお買い求めの際は印章専門小売店にてご用命頂ければ幸いです。

2026年4月1日

公益社団法人全日本印章業協会  
会長 福島 恵一